

Title	第十九世紀中葉に於けるアメリカ労働階級運動史
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1928
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.22, No.11 (1928. 11) ,p.1538(46)- 1615(123)
JaLC DOI	10.14991/001.19281101-0046
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19281101-0046">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19281101-0046</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 第十九世紀中葉に於けるアメリカ 労働階級運動史

園 乾 治

### 一 十時間労働運動

一八四〇——五〇年間に於ける労働時間短縮の運動は二つの異りたる方面に於て行はれた。——一は立法の方面に於ける運動、他は労働組合の方面に於ける運動である。前者は人道主義論争より發生せるものであつて一八四〇年代に進展し、後者は労働組合要求の形式を採り、一八五〇年の始に至る迄顯著とならなかつた。

全國諸業労働組合 (National Trades' Union) が聯邦議會に對して労働時間を制限する立法に就て爲したる請願の失敗に終りたる後、而して人道主義者が僱主に對してバン・ビューレン大統領 (President Van Buren) のなせる官業の労働時間を制限したる實例に倣はんことを求めたる請願が何等廣汎に亘る結果を生ずるに至らざりし後に於て、十時間労働の論争は再び政治問題と關聯することとなつた。既に一八四三年に於て十時間労働法に就て普通法廷に請願書を提出し、以てマサチューセッツ州の立法部に牽制を加へることが行はれた。是等の請願書には「十時間共和主義協會」(The Ten-Hour Republican Association) と頭書せられ、或種の團體の存在せることを示して居た。當時の要求は特殊の請負契約の場合を除き、單に十時間労働を一般標準とする法律に在つた。斯の如き法律の道德的效果は、請負契約の場合に於ても十時間以上の労働時間を禁止するに至るであらうと信ぜられた。

一八四三年マサチューセッツ州立法部の特別聯合委員會は請負契約除外を有する法案を復命して居る。併し別段の手段が執られたのではないらしい。翌年「メカニクス・リバー熟練工協會」(Mechanics' Association of Fall River) は十時間労働法に關する積極運動を開始し、之が爲にニュー・イングランドの熟練工大會を召集するに至つた。此召集狀には「ニュー・イングランドの熟練工及び不熟練工をして十二

時間乃至十五時間労働せしむる……労働制度は、人の體格の堪ふること能はざる以上であり、健康を保持し得る以上である」と宣明して大會の必要を説き、又現在の制度を採用したる以後、労働階級の爲に公衆の同情の盛に起り且つ一般興味が湧き出たること今日の如きは前代未曾有である」とも言つてゐる。(Commons and

Associates, Documentary History of American Industrial Society, VIII, pp. 86-89)

之に應ふる爲に「ニュー・イングランド労働者協會」(New England Working Men's Association)は一八四四年十月ボストンに於て第一回準備大會を開催した。ニュー・イングランド諸都市より多數の熟練工の集りたる外、多數の社會改革者が集り、此機會を利用して自己の思想を労働者の間に弘布せんとした。土地改革者よりエバンズ、デイバー、ボベイが、スバルタ團よりウォルシュが、アソシエーション主義者よりリブレ、ゴッドウィン、リックマンがボストンに來り、會議の進行中重要な役目を演じた。エバンズは何時も労働時間短縮に留意した。彼は賃銀増額を目的とするストライキには虚妄にして暫定的であるとして反對したが、労働時間短縮を目的とするストライキには好意を有した。之が爲にエバンズは十時間労働運

動が立法の形式を探りたる時、直ちに労働時間の制限と土地所有の制限とを關聯せしめた。同様にウォルシュは十時間労働運動は政治に於ける熟練工の利益を促進するが故に喜んで之が擁護に努めた。アソシエーション主義者等は十時間労働には賛成であつたが、立法上の活動に對しては反對をなした。併し乍ら此大會に於て少數であつたから、彼等は立法部に十時間労働法の制定を要求する決議の通過を防止することが出来なかつた。此第一回大會を通過した他の決議にはアソシエーション及び土地改革を勧告せるものもあつた。

第一回大會は明に労働時間の短縮を圖る手段の決定を目的として召集せられたのであるが、少數者として土地改革者及びアソシエーション主義者が参加して居た。然るに一八四五年三月ローウエルに開催せられたる第二回大會に於てはアソシエーション主義者が多數出席し會議の牛耳を執つてゐた。ブリスベーンは討議の主要人物であり、ブルック、フォームのリックマンが議長の椅子を占め、主要委員會の委員として多數のアソシエーション主義者が擧げられた。

一八四五年五月二十八日ボストンに開催せられた第三回大會に於てはアソシ

エーション主義者が前同様に優勢を維持し、討議題目は生産階級の向上及び産業の改革に利害關係あるものに限られた。而してロバート・オーモン、ダブルユー・エッチ・チャンニング、グリーリーも辯士の中に見出される。然るに一八四五年九月フォールリバーに開催せられたる第四回大會に於ては兩派は相合してアソシエーション主義者が會議を支配することに對抗し、後者は來るべき「産業會議」(Industrial Congress) に注意を轉換し、熟練工は愉快なる労働論に厭意を感じずるに至つたのである。何れにしても此九月の大會に出席せる代表者は其注意を専ら政治上の活動と協同店舗の兩問題に限つた。次で一八四六年九月ナシユアの大會に於て機關の名稱を「ニュー・イングランド労働改革團」(Labour Reform League of New England) と改めたが、此前後より労働時間短縮問題は漸く下火となり、之は官公業に限らるる問題となつた。而して一八四七年一月ボストンに再び「改革團」の大會が開催せられたけれども、協同店舗を推奨する者は「ニュー・イングランド保護組合」(New England Protective Union) 運動に奪はれ他の者は「産業會議」に赴き、一八四九年全組織は解散して終つた。(Commons, Documentary History, VII, Pp. 106-119, 119-125, 126)

「ニュー・イングランド労働者協會」が熟練工の労働時間短縮を企圖せる時、他方に於て一八四五年一月サラ・ジー・バッグレー(Sarah G. Bagley)の指導の下にローウエルの工場女工の組織せる「ローウエル女性労働改革協會」(Lowell Female Labour Reform Association) は女工の労働時間短縮の計畫を完成する目的を以て組織せられた。(バッグレー嬢はローウエル工場に八年在勤し、四年間夜學校の教師を勤めた。彼女はブルック・フームのアソシエーション思想を信じ、「ニュー・イングランド労働者協會」代表者として出席した)此協會は「ニュー・イングランド労働者協會」運動の一部である。と考へられ、一八四七年一月より其保護組合と同じく相互保險を開始し、名稱を「ローウエル女性改革及び相互扶助協會」と改めた。併し極めて短命で、恐らく同年中に消滅したと思はれる。マンチェスター、ドーバー、フォールリバー等の他の「ニュー・イングランド」諸市にも一八四五年——一八四六年間には同様の團體が存在した。それは別として「ニュー・イングランド労働者協會」の一八四六年一月の大會に於てはローウエルの工場女工の爲に勞資間の協定を以て十時間労働を得んとする決議が提出せられたが、何等の活動は行はれなかつた。

一八四二年——一八四五年間にマサチューセッツ州の普通法院に押寄せた多数の請願に應へて、一八四五年始に特別委員會が工場の労働時間の調査に着手した。調査の結果労働時間は十一時間より十三時間に及べることを見出した。而して州内總ての工場に於ける労働時間を規律する立法部の権利義務を論ずるに方つて、若し公衆道德、體格、社會の福祉が危殆に頻せるが如きことがあるならば、之が改革は吾人の及ぶところではない。吾等は學術技藝の不斷の進歩、金錢に對する寡慾、社會の幸福及び知識の向上に對する熱心に之を求め、委員會は労働に負擔せしめられたる重荷を軽減することに於て希望を齊しくすれども、單に之が方法に關して意見を異にするのである。」と述べて居る。此方面の立法に反對する特定の議論は第一に産業は長時間の労働を許容する他州に移動するであらうといふこと、第二に労働時間短縮は必ずや賃銀低下を惹起するであらうといふこと、而して最後に「労働は資本と對等であるが故に他より干渉を受けずして自己の利益を自身に擁護するに足る思慮がある」といふのであつた。(Commons, Documentary History, VII, pp. 133-)

一八四九年に新しい委員會が同様の目的を以て任命せられ労働階級の作業時間の制限をなす立法を採用すべきや否や採用すべしとせば如何なる立法を以てすべきかを研究し報告することとなつた。而して多数報告は再び斯の如き目的の立法を不得策なりとし、少数報告は人道主義の見地に立ち、審議の結果後者が行はれ、十一時間労働法案を提出することとなつた。併し乍ら此法案は下院を通過したが上院に於て否決せられて終つた。

マサチューセッツ州は十時間労働法の通過したる最初の州であつた。一八四五年迄は此問題に就て請願書が提出せられたことは無かつたのであるが同年始めて之が現はれ、一八四六年、一八四七年と漸次其數を増加し遂に調査の爲め委員會が任命せられた。此委員會は「労働時間の適當なる短縮は總ての關係者に利益であることを見出しその確信を表明した。労働者が休息に適切なる時間を有するにより労働に活氣がありよく作業し得るにより小時間内と雖傭主は大なる利潤を擧げ得るであらう。他方に於て労働者は自他の義務が要求する智的教養并に徳性涵養に充つる時間の餘裕を有するに至るであらう」と言つた。

斯の如く諸事情を承認せるにも拘らず多數報告は立法に俟つべきことを拒否し、少數報告は出来るだけ雇傭契約を自由に放任せんと欲することを言明し乍ら、不平等を緩和する立法を推奨した。而して此少數報告の力によつて合衆國は於ける最初の十時間労働法が數日後に可決せられた。此法律は法定労働時間を十時間とし乍ら特約を以て延長することを許容してゐる。十五歳未満の子女と雖父兄又は保護者の承諾書を得たる場合には十時間以上労働することを許容せられてゐた。此法律の通過に方つて祝賀會が工場地方に開催せられ、労働者は一八四七年九月十五日以後法定時間以上労働する契約をなさざるべきことを相互に誓約した。然るに傭主は労働者に壓迫を加へて十時間以上の労働契約に調印させた。従つて法律は效力なきものとなり、労働時間は依然大凡十二時間半に及んだのであつた。

ニューヨーク州に於ては一八四七年労働時間を法律を以て決定せんとする決議が立法部に齎され、其翌年にも亦行はれた。而して一八四九年には多數の請願書が提出せられ、十二歳未満の児童は本人の同意あるにあらざれば八時間以上労働せしめざる法案が作成せられた。此法案は下院を通過したが上院に於て否決せられた。一八五二年労働時間と労働賠償を規律する法案が提出せられたが、委員會に於て否決し去られ、翌年には十時間法案が下院を通過したが上院に於て否決せられた。此會期中に僅かの讓歩により契約の缺如する場合に於ける官公業に對する十時間労働法が通過した。之は此種の州法の嚆矢をなして居るが、勿論特約ある爲に極めて不満足な結果を生じた。而して一八五九年迄ニューヨーク州には労働時間短縮問題に關する是以上の立法は行はれなかつた。

疾く一八三七年に方つてペンシルベニア州立法部は十時間労働法の問題に關する覺書を受取つたが、一八四四年、一八四六年にも此問題が持上つた。而して一八四八年三月何人と雖も綿、羊毛、絹糸、紙、ズック、麻糸工場に於て一日十時間又は一週六十時間以上労働せしめらるることなしといふ法律が通過した。ピッツバーグの傭主は此法律に關して結束し、十時間労働を主張する二千の職工をロックスアウトした。而して解決は數週間後、賃銀一六パーセント減額、十時間労働の條件を以て行はれた。此法案に對する論議は一八四八年の政戦に反響し、ペンシルベニ



ア州のホイッグ黨もデモクラット黨も十時間労働法の支持を表明した。一八五五年法律の適用範圍が擴張せられた。

一八四八年ペンシルベニア州の法律施行後間も無くメイン州に於て特約無き限り農業以外の總ての労働に適用する十時間労働法が制定せられ、十六歳未満の者を十時間以上使用することを禁止した。而して一八五五年にカネクチカット州に於ても機械的労働并に工場労働に對する十時間労働法が通過した。又オハイオ州に於ては一八五二年十四歳未満の者の労働を禁止し、女子及び十八歳未満の者の労働時間を十時間以下とする法律が施行せられた。加之、此法律は特約なき限り總ての熟練工及び不熟練工の法定労働時間を十時間とするのであつた。

ロードアイランド州に於ては一八五一年ダブルユト・ビー・セイルズ(W. B. Sayles)を幹事として少年労働を調査せしめ、討論を重ねたる後、十二歳乃至十五歳の者を一日十一時間以上使用することを禁止し、特約ある場合の外總ての工場労働者及び熟練工の法定労働時間を十時間とする法律を制定した。カリフォルニア州に於ても數ヶ月後十時間労働法を制定した。

ワサチユットセッツ州の工場労働者は一八五〇年代の始めに於て其性質を大に相異せしむるに至つた。労働時間短縮に關する人道主義の論議が最も喧ましかつた當時に於て、工場都市は不斷に農業地方から來る婦女子及び少女によつて労働に對する需要を満して居た。一八四七年以後の不況時代には等多數の者は歸農し、再び工場生活に復することは無かつた。而して一八五一年——一八五二年景氣恢復したる時に、其地位はアイルランド移民によつて満された。是等多數の求職者の出現は、從來の如く自由なる智的アメリカ労働者の契約權に干渉するの理由によつて立法を拒絶することが出来なくなつた。

今や労働時間短縮運動の理論は一變するに至つた。總ての労働者に對し「標準労働時間を要求する代りに、労働時間の累進的短縮の要求が生じ、労働時間の減少は賃銀の減額を意味すると言ふ人道主義の結論を承認せずして、新運動の指導者は賃銀の増加は労働時間の短縮を伴ふべきことを宣明した。新指導者は其戰術に於ても舊指導者と異り、主としてストライキと職業協定に依頼した。而して最後に新運動は其目的に於て、労働者の生命及び健康の保護精神修養及び道徳向上

に充つる餘暇を得るにあるよりも、労働の獲得にあつた。以上が五十年代に於て労働時間短縮運動に牛耳を執りたる労働組合の主張であつた。而して當時の労働組合の勢力によつて、立法による労働時間短縮運動は影を潜むるに至つた。尤も、マサチューセッツ州に於ては、工場の状態が労働組合運動の發達を阻害したるを以て、之が例外をなして居る。

一八五一年十月ボストンに於て「ニュー・イングランド産業聯盟」(The New England Industrial League)の主催により三十二名の代表者が會合し、組織の手段及び方法を議し、一八五二年一月十時間労働の州大會を開催し、立法部に於ては、其勸告に基き委員會を組織した。然るに此委員會の多數報告は十時間労働法に反對の意見を有した。次で同年九月開催せられたる第二回大會には十六都市より百九十六の代表者が出席したが、労働時間を「標準化」するのみの「十時間法」に反對することを言明した。乃ち「吾等の要求するは労働時間の短縮にして——現在の労働時間を測定する新方法にあらず」と述べ、更に「吾等は個人企業を以て經營せらるる農業、工業、又は其他の業務に於ける労働時間に影響する立法に反對する。……吾等の目的

は、吾等の唯一の目的は、的確明瞭なる辭句を以て、適當なる制裁を加へて、州法によつて設立許可せられたる會社(工業會社を意味するのである)が、何れの日に於ても十時間以上労働する何人をも雇傭することを禁止する法律の施行にあることを直截簡明に宣言する」と述べて居る (Commons, Documentary History, VIII, pp. 127-132)

斯の如き立法に對する要求の基礎をなす經濟學的論説は、労働時間の短縮は賃銀を増加せしむるの題目の下に明白に示されて居る。「賃銀は業務の大法則——需要供給の法則——に支配せられて居る。……社會の慾望によつて需要せらるる若干量の労働生産物があり、又需要を満す爲に雇傭せられんと欲する若干数の労働者がある。労働供給に對する需要超過せるを以て、賃銀は騰落するであらう。」生産物に對する需要と労働の供給が恒常であると假定すれば、労働時間の短縮は生産の漸減、恒常漸増に就て論ぜられる。労働時間の短縮は労働供給の減少と同等であると言ふ結論に達する。それ故により多くの労働が需要せられ、賃銀は傭主の競争によつて騰貴するであらう。此賃銀基金説は賃銀の増加は労働生産物の消費を増額せしめ、此消費の増加は猶ほ一層賃銀を増額せしむるに至るであら



うを言ふ他の説によつて補足せられた。

此時代迄のマサチューセッツ州に於ける十時間労働運動の歴史は一般輿論を構成に關する事項であつた。多くの報告書が現はれ、賛成論も少くなかつた。併し乍ら立法となり賛成論が勝を占むるに至るには尙ほ次の十年を待たねばならなかつたのである。(Commons, History of Labour in the United States, pp. 536-546; Bimba, History of the American Working Class, pp. 105-106; Carlton, Organized Labour in American History, pp. 116-120; James and Associates, The Labour Movement, the Problem of To-Day, pp. 108-109).

## 二 産業議會

「全國改革協會」(National Reform Association) は名目だけ全國的であるに過ぎなきエバンジズ及び其一統が「ニューイングランド労働者協會」(New England Working Men's Association) の第一回集會に出席したのは斯の如き組織の必要からであつた。併し彼等は此時に成功しなかつたが、後に一八四五年より一八五六年に至る「産業議會」(Industrial Congress) となつたのである。之は「全國労働組合」(National Labour Union)

「労働騎士團」(Knights of Labour) 及び後代の「アメリカ労働聯盟」(American Federation of Labour) と一對をなした。

一八四五年「全國改革協會」が全國の同志に檄を飛ばして、五月ニューヨークに會議を開催することを企てた。而して此會議には土地均分主義者としてはエバンズ、マスケリヤー、ボーベイがあり、アッシュエーション主義者としてはリックマン、ゴッドウィン、ブリスベーン、チャンニングがあり、ロバート・オーエンも同志ヨリンスと共に出席した。而して集會は三日間繼續し、委員を擧げて産業議會の開催地及び開催時期を決定したのである。

産業議會の第一回は一八四五年十月ニューヨークに開催せられ、アッシュエーション及び土地改革以外に諸勢力の團結によつてのみ成就せられる多種多様の改革があるといふ要求を以て委員會が設置せられた。而して彼等は當時の總ての改革を代表する大會たらしめ、農業者、工業者及び他の有用なる階級を招待すべきことを勧告した。

然るに其議會を改革者の議會と爲さんとして參加せる者の思想は極めて錯綜

して居た。土地均分主義者は此議會を通じて自家の改革案を他の改革者に承認せしめんとする計畫があり、ブリスベーンは之が總ての異同を調和せしむることを信じ、リックマンは大陸の議會が植民地に於て爲す處を産業に關して爲し得る革命的議會たることを認め、グリーンリーは傭主と労働者同数の議會にして任意の協定により組合内の總ての者に對する労働條件の統一をなし、従つて十時間労働法の施行は何人にも損害を及ぼさず、總ての者に多大の利益を與ふるのであると考へた。彼の意見によれば聯邦政府は國內産業に對して支配權を有しないから、産業議會は破壊的國內競争を規律する爲に必要である。それは恰も聯邦議會が保護關稅の手段により外國競争を規律すると同じであつた。而してグリーンリーは傭主が喜んで關稅の利益を労働者に讓歩することを信じた。然るに、此會議に傭主は出席しなかつたから、彼は此議會は總ての利益を代表する「眞の産業議會」に非ずして、専ら使用者階級即ち他人の爲に労働する者のみを代表し又は之に同情する處の「單なる大會」に過ぎないと悲しんだ。それにも拘らず爲さるべき事業は頗る重大なるが故に、總ての人に閑却せらるるよりも何人かによりて開始せらるるを吾人は寧ろ可とする事實に慰安を得たのである。(Commons, Documentary History, VIII. PP. 23-25)

會々十年の間隔を経て再びアメリカに來つたロバート・オーエンは産業議會に先立つこと二週間、十月一日ニューヨークに「世界大會」(“World's Convention”)を開催することとし、萬人に對して永久増進する繁榮及び幸福を確保することを敢爲にして神の如き努力によつて迅速に實行することを言明した。而して指定の期日に參集した者は三百名に達した。オーエンは男女を問はず何人も人類の利益を齎す提案をなす權利あり、多數の計畫を樹つべき希望を述べ、彼自らも全國に於ける協同産業の支配をなす共同出資會社を組織する計畫を示した。リックマンは貨幣、土地、公債、宅地免除、懲罰制裁、選舉權に關する計畫を述べ、クリントン・ルーズベルト (Clinton Roosevelt) は自然法に基く統治策を提案した。ポーベイの計畫は自由地、直接課稅、自由移民、無料教育、兩性平等權、全國民議會に存する新道德政府を含むで居り、フィンチは更にポーベイの計畫に世界語、失業者の國家授職を附加した。エバンズは「自然權」より「土地制限」に至る二十項の提案を示したが、其外種々の

提案があり、總てが採擇せられ、大會は八日間にして混亂の中に閉會を語げ、オートエシ主義は消滅して終つた。

偕て産業議會の第一回は前述の如く一八四五年十月ニューヨークに於て開催せられ、各種の改革案が提出せられたのであるが、アソシエーション主義者の勢力は多からずして、其特色ある計畫又は決議は行はれなかつた。

第二回は一八四六年六月ボストンに於て開催せられた。而して此處に於ては加入者資格には、今後各人の所有する土地の面積に合理の制限を設け、住宅地を抵當又は債務救済に充當することを免除し、現實居住者に公有地の自由を認め、總ての官公業、法律の認容せる總ての工場に於ける賃銀労働者の労働時間を十時間とするに賛成する宣誓を加へた。

一八四七年ニューヨークに開催せられた議會に於ては、日用必需品に對する課税、メキシコ戰役、社團の特權、公共機關の私有に反對し、直接課税、協同店舖、労働者の子弟に對する實用教育に賛成の決議をなした。而して此時殆んど總てのアソシエーション主義者及び土地改革者以外の他の代表者は脱退し、一八四八年フィラ

デルフィアに於て開催せらるべき議會の討議主題は土地制限と公有地自由の問題であると言はれた。

而して一八四九年の議會はシンシナティに於て開催せられ、主義原則を一層詳細に宣言すべきことが要求せられた。此要求は一八五〇年のシカゴ議會に於て満された。次で一八五一年六月ニューヨーク州オルバニの議會に於ては、ウイスコンシン州選出の聯邦上院議員アイザック・ビー・ウーガー (Isaac P. Walker) (但し正しくはバトルマンの著書の如くアイザック・エー・ウォーカーとすべきであらう) が大統領候補者に指定せられ、合衆國國民に對する演説が準備せられた。

一八五二年ワシントンに於て開催せられた議會に於ては再び土地改革者が牛耳を執るに至つた。併し其後に於ても一八五六年迄、各州に亘り議會が開催せられたが、最後の出席代表者は僅に十一名に過ぎなかつた。(Commons, History of Labour, Pp. 547-551; Perlman, History of Trade Unionism in the United States, P. 38.)

全國産業議會は殆んど賃銀労働者の支持を受けたとは言ひ難い。種々の労働團體が代表せられた。併し乍ら其多くは協同組合又は共產團體であつた。事實

に於て不況時代には労働組合の組織が許容せられなかつたのであつた。然るに都市産業議會に於ては事情が全く異つて居た。それは一八四九年の協同組合の主張及び土地改革論より、一八五三年の新労働組合運動に至る急激なる變遷が之を示して居る。

全國議會と都市議會との中間に州産業議會(“industrial congress”)又は州産業立法部(“industrial legislature”)があつた。是等の機關は都市議會に次で組織せられたものであつたが、其歴史は全國議會と殆んど同じであつた。ニュー・ジャージー州トレントに於て一八五一年開催せられたるを嚆矢とし、第二のものは同年稍後れてニュー・ヨーク州オルバニーに開催せられた。而して遠く西方イリノイ州に於ても組織せられたのである。が多くの場合其指導の中心勢力は土地均分主義者の掌握するところであつた。

都市産業議會(正確に言へば都市産業協議會(City industrial council)とすべきもの)は一八四九年の中頃ボストンに於ける印刷工のストライキが他の職業をも糾合せしめ同情し補助を與へたるに端を發し、一八四九年ピッツバーグの鐵工業者が鍊鐵工及び汽罐工の賃銀を減額したる時、労働者の利益を擁護する爲に十四種の職業代表者が集まつて労働者議會を開催した。是等の例は間もなくニュー・ヨーク、フィラデルフィア、バファロー、シカゴ、シンシナティ、其他に移入せられ、一八五〇年には何種かの産業議會を有せざる産業中心地は殆んど無い有様であつた。而して其短命なるものは存立すること僅々數週間を出なかつたがニュー・ヨーク市のものは二年半に及んだ。

ニュー・ヨーク市の産業會議は其著しく他のものに比して長命なりし點を除き、其組織并に業績に於て他の模範となすことが出来る。一八五〇年五月中頃ニュー・ヨーク市に於て労働者議會の間も無く組織せらるべきことが傳へられると、石工組合は、他の慈恵及び保護組合に有益なる暗示をなすものとして賛成し、鑄鐵工共済組合(Friendly Society of Iron Molders)は參加組合の規則に抵觸するが如き手段を此議會は採用しないであらうから之に喜んで參加した。室内裝飾工組合は、斯の如き中央労働者議會は吾等の産業組織を助勢せしめ増加せしむることを約束するであらうと考へ、又馬車塗工は此機關が吾等の生存に必要な改革を提示する

であらうと信じた。以上は此計畫に對する労働組合側の意見に關する引用であるが、一八五〇年六月其第一回の集會に對しては極めて廣汎なる範圍の労働團體が之に參加したのであつた。

出席代表百十名の内グリーンリー及びブリスベーンの同志は、過半数に達しなかつたが、恐らく最も有力であつたらしい。而して此外には土地改革者、労働組合運動者、政治家、其他の者が含まれる。始め數回に於て爲されることは尠かつたが、第四回に於て資本即ち過去の労働が政府、獨占銀行、契約囚人労働、新聞印刷に支配權を有することに反對する序言を、委員會が作成し、採擇を勸告した。

會期中數次の會合に於て最も論議せられ、遂に採擇せられたのは加入者の資格に關する項目であつて、總ての工業家、熟練工、不熟練工の團體は慈惠的たるを保護的たるを特許せられたると否とを問はず三名の代表者を派遣し得ること。但し代表者は當該團體の加入者たることを要すと言ふに在つた。労働組合運動者は、此條項を採擇すれば、労働者以外の者が侵入することになるであらうと憂へて此條項に反對した。然し採決の結果は二對一で賛成者が勝を占めた。

當初より此議會は改革者が牛耳を執り、支配權獲得運動は早くより發生した。生産協同組合の支持者が優越權を有したことは長くなかつた。議會は二度生産協同組合に賛成なることを言明した。一度はドイツ人裁縫工が賃銀値上に失敗したる際ワネトリングが協同店舗設置の補助を議會に求めたる時、他は裁縫機械の利用により多數の婦人が失業又は賃銀の減額に苦しめる時に州立法部は婦人の組合を補助すべきと言ふ決議をなしたるにあつた。消費協同組合運動は前者よりも好遇せられた。種々の會合に於て労働者はよろしく「ニュー・ヨーク保護組合」(New York Protective Union) 經濟的交換協會 (Economic Exchange Association) 其他の協同店舗を援助すべしと勸告せられ、バウソンドが協同労働團の計畫を發表するを之を認容し「ニュー・ヨーク市協同労働團支配人會」(Board of Managers of the Co-operative Labour League of the City of New York) が創設せられた。

社會改造の他の所説も議會に於て討論せられた。エドワード・クロック (Edward Kellogg) の「労働と他の資本」(Labour and Other Capital) が批評の爲に議事に上り、委員會は此著作に對して「現代の銀行、徴利、商法及び商慣習に伴ふ弊害を抉剔せるを稱



賛した。併し彼等はケロックの建設に關する思想には共鳴しなかつた。ジョーサイア・ワレン (Josiah Warren) の無政府主義の信奉者ステイブン・パール・アンドリュース (Stephen Pearl Andrews) は始め何等知らるる處が無かつたが、議席を有するに至つて熱心に所説を披瀝した結果、其内容調査の爲め委員會が任命せられた。尤も此委員會は議會に報告をなさなかつたのである。

労働組合は當時何等の都市中央部を有しなかつたので、都市産業議會に代表者が包含せられた。併し彼等は決して其牛耳を執るには至らなかつた。彼等は労働者以外の者が議會に加入することに反對した急先鋒であつた。併し此議會を労働組合の都市中央部たらしむることには成功しなかつた。其處で彼等は議會に於て取扱ふ問題に就て抗議をなし始め、石工の代表者は他の代表者に諸職業會議の組織を諮つたことがあつた。加之種々の機會に於て労働組合運動に好意ある決議が上程せられたのであるが、何れも労働組合員から起つたもので一般の側から起つたものではなかつた。其外議會に對してストライキ職工の要求せる賃銀を拒絶せる裁縫業者を援助せざること、議會は石切業を囚人に教へざる様に其

権力を利用すること等の要求も行はれた。何れにしても多數の労働組合は議會に代表者を派遣することを拒絶し、始めに代表者を派遣したのも漸次脱退して終つたのである。

土地改革者が議會を支配したのは殆んど二年近くに及んだ。始め參加せる百十名の代表者中には土地改革を公然と擁護する團體の代表者は二十パーセントを超へなかつた。然るに後に參加したる二百六十八名の代表者中百〇九名即ち殆んど四十一パーセントは斯る團體の代表者であつた。而して其勢力は間もなく顯現せしめられた。若し公有地が公開せられるならば、都市に於ける労働市場の競争は停止せられるであらうといふ請願書が議會に送られ、又都市の賃料に關する他の請願書も送られた。議會は各區に「賃料検査員」(Inspectors of Rents)を任命し、土地家屋が所有者の怠慢によつて占有に不適當となりたる場合には賃料の支拂を停止せしむる権能を賦與すべき計畫を樹てた。

主腦者の記するところによれば此産業議會は合衆國——都市、州及び全國——の立法を動かし、彼等の要求する改革を實現するにあり、其手段は次の三方法であ

つた。(一)彼等自身の主義のみを綱領に掲ぐる新政黨を組織し、既成政黨と輸贏を決すること。(二)政府與黨に對して一種の助言者として活動し、自ら政争に参加せざることを。(三)彼等の改革を支持すべき約束をなせる候補者を支持し、反對者を支持せず、之を以て既成政黨の選舉を支配すること。

第一の手段は極めて少數試みられたれども全然實行不可能なるが故に間もなく廢棄せられ、第二の手段は比較的根氣よく試みられ、聯邦議會に種々の請願書が送付せられた。併し遂に多くの注意を惹くに至らなかつた。それ故に残るは第三の手段のみである。一八五一年十月の市長選舉に方り、ニューヨーク市産業議會は候補者に彼等が希望する改革を支持するや否やを質問した。之に對して一候補者は被壓迫階級に對する雅量を示し、彼等の希望に同情を有する旨を公開狀を以て回答した。併し大多數の候補者は彼等の質問を無視し、何等の回答を與へなかつた。

ニューヨーク市に於てタマニーは一八五二年の大統領選舉戰の準備に著手し、一八五一年六月三日火曜日タマニーホールに於て土地改革其他の産業上の改革を賛成せる者の民衆大會を開催するに付き、産業議會に参加を促す旨の招待狀を産業議會の議長が五月二十七日讀み上げた。此招待に應ずべきか否かに就て議論が闘はされたが遂に受諾に決した。労働者が既成政黨と行動を共にすることは多大の危険を藏して居る。ジェームズ・ゴルドン・ベネット (James Gordon Bennett) が産業議會の組織せられたる當時ニューヨーク「ヘラルド」の論說に於て述べてゐる豫言が適中したのである。(Herald, July 16, 1850, Commons, History of Labour, Pp. 560-561; Beard, A Short History of the American Labour Movement, Pp. 59-60)

「加入者の資格を職人職工に限定し、其外の者を一掃する動議が起されるであらう。若し此動議が成立すれば政治家及び社會主義者は除外せられ、正直なる職人職工の健全なる知識を以て労働の行はれる眞の不平を除去する實際的計畫が樹てられるのであらう。併し乍ら吾等は不良の影響が強大であり、計畫が多數に過ぎて、斯くの如き前提の成立を許さぬことを憂へてゐる。若しそれが破れるならば、此團體を通じて何等かの有用なる事の成就せらるる總ての希望は失はれ、而してそれは少數の線糸者の掌中に歸するであらう。

是等の者は自家の利益を圖り職工等を高き買手に賣渡すであらう。然らば當市に於て既に演ぜられたる、而して労働者が野心家の足臺に供せられたる道化芝居が繰返されるであらう。

タマニト集會は産業議會の一政治家代表を議長とし二名の副議長、全市十九區より各一名の書記を任命した。是等總ての役員中二十名のみ、乃ち全員の三分の一のみが議會の代表者であるに過ぎなかつた。其中には「労働者の友」なるロレンツォ・ドーシヤード (Lorenzo B. Shephard) ジョーン・コクレイン (John Cochrane) ウィリム・ブライバー (William V. Barr) マイク・ウォルシュ (Mike Walsh) の如き人があり、嬉しがらせの口調で公有地の自由は労働者に自ら考ふる——知識を發達せしむる——人として市民としての権利義務を理解する機會を與へるであらうと言明し、又彼等が「人は空氣を呼吸すると同じく土地改良の權利を有する」と言ふ原則を支持したる時聴衆の轟く拍手を受けた。斯くて後労働者が不平等不公平を除去せんと欲するなら民主黨を援助しなくてはならぬことを述べ、其序言と決議が採擇せられ、ウィスコンシン州のアイザック・ウォーカー (Isaac A. Walker) が一八五

二年に於ける同黨の大統領候補者に指名せられた。

此時に至る迄産業會議は労働團體改革者協會又は其他の労働者の團體を代表するものと想定せられた。然るに今や此假想は廢せられ、各區が組織單位となつた。一八五一——一八五二年を通じ加入者の増加を圖る運動が盛に行はれ、労働辯護者は、所懐を披瀝する機會を得ることが倍々困難なることを見出した。何れにしても定時會期は其崩壞せる一八五二年十一月の選舉まで繼續したのであつた。(Commons, History of Labour, Pp. 551-562; James, P. 109.)

次に土地改革運動である。其發端を簡單に示せば、一八四〇年まで公有地は主として財政的に、即ち公共収入の資源として觀察せられ、次で一八六二年迄は社會政策的見地より觀察せられ、同年占有と耕作の證明を爲す時は無償を以て何れの國民にも百六十エーカーの土地を交付する住宅法が施行せられたのである。

此社會政策は相異なる政策を代表する數階級の衝突によつて形成せられた。東部の労働者から土地均分の自然權説が起り、南部の貧困なる白人からテネシー州の裁縫師アンドリュー・ジョンソン (Andrew Johnson) を代表者として同様の説が唱

へ出され、西部の開拓者及び移住者から住宅地及び鐵道敷設地の提供が主張せられた。之と反對の利害に立つ者は工業家、商業家、東部及び平定州の地主である。聯邦議會に於て極力反對し、其法律の施行によつて貴下等數千の工業家及び労働者を失業に陥れる。又工業に投下せる何百萬の資本を無用無價値のものたらしめる等と言つてゐる。南部の奴隸所有者からは耕作及び奴隸労働の擴張を妨ぐる政策に對する反對が起つた。

労働者の土地均分の主張は先に立つて行はれ、數百の請願書が聯邦議會に提出せられ、土地制限問題がウイコンシン及びニューヨークの兩州議會で討論せられたことさへあつた。而して住宅免除法は漸次に採擇せられ、今や普遍のものとなつた。併し乍ら總ての改革が盡く承認せられたのでは無い。土地均分主義者は平等分配を主張し、西部の者は生産を重視した。前者は東部労働者の救済を目標とし、後者は投機を奨励し、鐵道に對する莫大の贈與に賛成した。住宅法が大邸宅の出現を防止したのは疑ない、併し本來の均分主義者の主張を實現したものではない。自然權説を新にするはジョージ・ヘンリー・エバンズ(George Henry Evans)以

後三十五年、他の均分主義者ヘンリー・ジョージ(Henry George)に残された(ヘンリー・ジョージの「進歩と貧困」(Progress and Poverty)は一八八〇年出版せられた。當時の單税及び労働運動に就ては、他日論述する機会があるであらう)(Commons, History of Labour, PP. 562-563; Periman, PP. 36-39; Carlton, History and Problems of Organized Labour, PP. 49-50; Carlton, Organized Labour in American History, PP. 98-99)

### 三 協同組合運動

一八四三——一八四六年の物價騰貴は一八四七年に破れ、一八四九年に至る迄物價は下落を續けたのであつた。然るに當時はヨーロッパ諸國に於ける革命運動が視聽を集め、アメリカ合衆國の諸都市に開催せられたる労働者の集會はフランス及びドイツ労働者が勝利を占めたるを祝賀し、アイルランドの提案が破れたるに同情を表し、之と殆んど同時頃セントルイスに於てはヨーロッパに於ける共和運動に對する同市の同情を表する爲に各派各階級を集めたる民衆大會が行はれ、フィラデルフィアに於てはパリーのエフ・ビー・ビオニ(H. B. Vionis)を迎へて演説を聽き、一八四八年フィラデルフィアに開催せられたる全國産業議會に於ても

革命手段に就て討論をなす爲に一部の時間を割いたのであつた。

是等の集會の重要な結果は總ての労働者の利害關係を有する一般の問題を討議する機會を得たことである。當時に於てはストライキも労働組合も工場を單位として居たのであるが、是等の集會によつて同一工場又は同一職業に於て接するよりも多くの意見を知ることが出来、廣汎なる範圍に於ける階級意識に覺醒し、利害共通の感情を得るに至つたのである。而して人道主義者が労働階級に協同組合運動を宣傳したことは既に述べた處であるが、拙稿「アメリカ労働階級運動史に於けるヒューマニタリアニズム」(三田學會雜誌第二十二卷第九號所載)を参照せられんことを望む。之は一八五二年の景氣恢復に至る迄の四、五年間に影響を残さぬではなかつた。

一八四七年秋シンシナティの鑄鐵工がストライキに失敗したる時少數の者は其全資力を投じて「鑄鐵工合同工場」(Journymen Moulders' Union Foundry)と稱する一種の共同出資會社を組織した。組合員の出資二千百ドルはシンシナティを下る八マイルの地點に土地を購入するに十分であり、二人の慈善家が工場を建築して呉れた。作業は一八四八年八月に開始せられた。四十七名の組合員は唯日々の必要を満すだけのものを労働の賣上金より控除し、残額を資本金として積立て、一八五〇年一月に五千六百九十二ドルを擧げることが出来た。ピッツバーグの鑄鐵工が生産の目的で組合を組織しやうとした時には株券を廣く販賣した。併し多くの場合に於ては他の職業に従事する労働者の惠與金又は貸付に俟つのである。例へば一八四九年九月ボストンの裁縫工がストライキに破れたる時、代表者をニュー・ヨークに派遣して援助を求め、ボストンに於ては數次集會を開催して協同店舗支持の爲に募金を蒐集した。翌年ニュー・ヨークの裁縫工が同様の困難に遭遇したる時、同じく各方面の労働者に對して協同組合事業を援助せんことを求め、他の場合にウィルヘルム・ソイトリング(Wilhelm Weitling)は「ニュー・ヨーク産業議會」(New York Industrial Congress)に對して「合同被服工場」(Association Clothing Establishment)設立の援助を求めたことがある。協同組合事業に對し外部の援助を仰ぐことは殊に女工の場合に最も多く行はれた方法であつた。

ドイツ人の間に在りては生産協同組合に對する態度はストライキの危急によ



るよりも一般の主義に基いてゐた。ヨーロッパに於ける革命を知り共産主義思想に浸潤せる移民がアメリカ人及びイギリス人よりも感化され易いのは當然である。加之、ドイツ人はイギリス人及びアイルランド人に比較すれば創意に富み喜んで將來の爲に現在を犠牲にし、遠大なる計畫を樹て、同僚に信頼する念を有して居る。一八五〇年一月「労働者共和国」(Republik der Arbeiter)の創刊と共にドイツ人の間に於ける労働運動は一時ワイトリングの計畫と一致するところが極めて多かつた。當時ワイトリング一派の中心は中央社會改革協會(Central Social Reform Association)で、其集會に於てワイトリングの計畫を討議し、間もなく實驗を開始した。而して其第一着手はニューヨークの建築工の協同組合であつた。此組合は各組合員に就業の安定と労働に對する全生産物の確保を目的とし、合衆國全體の建築工が同様の組合を組織し、他の職業も同様の行動に出で、最後にあらゆる職業の爲に共通交換銀行を設立することを勸告した。

アメリカ人の場合と異りドイツ人は一職業の相当大なる部分を含む生産協同組合が屢々計畫せられた。ドイツ家具工の組合が其一例であつて、此組合は全員

八百名の中四百五十名の賛成者を得て組織せられた。然し不幸にしてそれは永續しなかつた。之と同じ性質の組合が他にも若干組織せられたが、其多くは全然失敗に歸するか、然らざれば暫時小成功を收め、結局崩壊したのであつた。而して「社會改革協會」はワイトリング交換銀行の設立に着手する約束を實行せずして一八五〇年八月解散し、ワイトリングも間もなく同國人に對する指導者たる地位を失墜した。ニューヨークに於てドイツ人の設立せる協同組合工場の中一八五〇年九月に存續せるは僅に四つで、其他の都市にはバワァロー、デトロイト、シンシナティ、ララデルフィア、ピッツバークを合せて七つを算した。

一般に論ずればアメリカ労働者は生産協同組合に好意を有しなかつた。社會改革家又は同じ労働階級少數者から提案せられ、該組合事業に賛成の決議を爲し、其組織を言明することはあるが、實際に事業に着手する際に方つて自ら責任を引受ける者が無い。或場合には斯る事業に積極の反對が行はれた。其反對の一部の原因は主義に關し、又一部の原因は實行に關してゐた。而して或場合には資本金が提供せられても之を拒絶したのである。例へば一八五〇年ニューヨークの

パン職工が労働條件の改善を企てたる時、一紳士が協同組合事業を起すに必要な資金の貸與を申出で、又他の者が建物の建設用地を提供したるに、何れも其申出を拒絶した。

然るに大都市以外に於ては英語國民の間に協同組合主義は多くの成功を収めた。其處に於ては資本金を必要とすること少く又之を蒐集すること容易であつたからである。職業は狭少の地域に於て小規模であり、組合事業に参加せる労働者を自己の工場に使用し得る比率が大となり、組合員にして他の傭主の下に居る労働者の競争を遮断し得るからである。パファローの裁縫工の事件は其實例であつて、一八五〇年ストライキ失敗後に於て、協同組合は百〇八名の組合員中八十名を使用し得たのである。

多數の組合は移民の中心地より隔絶し生活標準の低度なる是等の人々の競争を受けなかつた。アメリカ殊に東部諸都市に對する多量の移民は傭主をして低廉なる労働を得ることを可能ならしめ、協同組合事業をして、他の事情は總て順調なる場合に於ても、移民の増加に比例して、資本金を増加することを不可能ならしめた。

又ニューヨーク以外に於ける所謂労働者生産組合の多數は小資本家又は獨立労働者の協同組合と稱することを適當とした。何となれば是等の組合は各組合員が數百ドル又は數千ドルを醸出したものも尠くなかつた。ピッツバーグの鑄鐵工のストライキが失敗せる時職工全體が協同工場の設立を討議したが、何等成果を得なかつた。然るに十數名のストライキ職工はホイーリングに赴き、各自三千ドルを投じて工場を設立し、他の小數者は二萬五千ドルの資本を蒐集し、オハイオ州ストイベンビルの町民は其地に工場を置かせやうとして同額の奨励金を與へた。第三の前よりも多數の一團、ストライキ職工凡そ百名より成るものはペンシルベニア州シャロンに總額十萬ドルの資本金を以て協同組合工場を設立した。斯くて數年間に労働者が數百ドルを貯蓄し得る事實は彼が他人と共力せずして獨力を以て自ら事業主たることを得る人であることを示してゐる。

協同組合運動を承認せざる最も有力なる原因は資本の缺乏である。有效なる作用を發揮する爲には、單に器具を購入し工場の賃料を支辨するのみ以上の資本

金が必要である。協同組合は大量に購入して市場の利を占め、同時に手許の在荷が有望なる購買者を惹着けるに足る種類と數量を有することが肝要である。他の原因は事務の才能を缺如することである。ホレーヌ・グリーリーの如き人物でも不斷に労働者の指導に當ることは出来なかつた。協同組合は最も有利有望なる購買者を惹著ける貨物の流行に適合する趣興及び練達を有しない。

又極めて頻繁に組合員間に於ける不正が行はれた。ドイツ人家具工が協同組合を設立するに當つて家庭に於て作業を完成することを許容するや否やが問題となつた時、不斷の監督不可能の故を以て拒絶せられた。尙ほ傭主の講ずる手段によつて協同組合の普及が防止せられたこともある。例へば此運動の主腦者を組長又は職工長に引上げたる爲に、傭主と利害が一致することになつた如きである。協同組合が失敗したる他の原因は法律の保護なかりしことである。一般的會社法が制定せられざりし時代なるが故に、協同組合は立法部より特許状を受けなくてはならなかつた。然らざれば全組合の債務に對して各組合員は個人として責任を有するのであつた。而して最後に信仰の勢力が労働者の協同組合反

對に齎された。カンリック教信徒は斯る組合の工場は「社會主義の第一歩」であるとして反對した。此點に於ては新教徒も大同小異の見解を執つた。(Commons, History of Labour, Pp. 564-571; Periman, Pp. 30-36)

次に述べる二三の實例は生産者協同組合運動の運命を示すものである。多大の成功が特にニュー・イングラントに於て消費者協同組合即ち分配協同組合によつて收められた。此種の組合を指稱する名辭は一般に「トリエー」より起りたる「保護組合」(“protective union”)を以てせられる。

ニュー・ヨーク市に於ては數種の組合が「保護組合」の主義によつて設立せられた。「ニュー・ヨーク保護組合」(New York Protective Union)は一八四七年設立せられ、三年間に加入者三百名を得たが、一八五〇年の一ケ年に於ける賣上總額は二萬九千ドルに過ぎなかつた。併し二年後に於ては一年の賣上總額は殆んど三萬八千ドルに達した。之はニュー・イングラント以外で最も成功した組合であるが、此外ニューヨークには「經濟的交換協會」(Economic Exchange Association)があり、「協同労働聯盟」(Co-operative Labour League)があつた。後者は貨物購入に入會金の徴收をなさず、通

帳と會員證を購入する爲に僅二十五セントを預託せしむるのみであつたが、労働者の援助を受けなかつたのである。

ニュー・イングランド以外の地に於て分配協同組合の主義が勢力を得なかつたことは一見不可解であるかも知れぬ。併しそれには理由がある。第一人道主義の中心はアメリカ合衆國に於てはニュー・イングランドであつた。第二、一八四三年及び一八四四年の賃銀増額の一般運動はニュー・イングランドに於ては失敗し、其他の地に於ては成功した。此失敗に加ふるに婦人労働者の労働状態の不満足なりしことは、人道主義運動を盛ならしめ、大衆の生活状態を改善する爲の計畫を援助せんとする上、中流人士を増加せしめた。而してニュー・イングランドに於ける保護組合の成功は、其他の労働運動の失敗又は除外を意味した。生産者組合も土地改革も多数の賛成者を見出さなかつた。併し乍ら十時間労働法運動のみは何れの地に於けるよりも強大であつた。

反之、建築組合は一時非常に成功した。一八五〇年の後半に於て總ての東部諸都市に之を見ざるところ殆んど無く、多数の労働者が加入した。建築組合の發起者が土地投機者の目的を打破せんとしたる手段其物が、却つて後者の力を増加せしむることとなつた。家屋を所有せんとする感情の發達は、都市住民の利用する土地に對する需要を増加せしめた。而して投機者自ら地區を定め、廣告を利用して協同組合と同様の便益を提供するが如き觀を興へた。事實に於て建築組合運動と土地改革運動とは相互に相容れぬものであつて、兩者には大衆に家庭を所有せしむる以外に共通の事項が無かつた。前者は後者の主義に賛成すること決して無く、後者は前者を土地投機の變化せる形態と思惟するが故に之を誹議した。一八五二年の後半に於て物價騰貴したる爲め建築組合は活動力を鈍らせた。労働者は支拂を繼續することが出來ざる一方に於て、食衣住の費用増加せるを以て、以前の投資を失ふたのである。而して其後二ヶ年間建築組合は存続したが、労働者は最早利害關係を有しなすことになつた (Commons, History of Labour, Pp. 571-574; Ely, Labour Movement in America, Pp. 172, 182-184)。

#### 四 新労働組合運動の發生

現代労働組合運動は一八五〇年代の前半に起つたと言ふことが出来る。此年

代の前後に於ては労働運動に格段の相異がある。協同組合運動又は人道主義者の指導に代ふるに徒弟の規律閉鎖工場最低賃銀賃銀支拂の時期及び方法入會金と組合費ストライキ給付基金組合の労働紹介所傭主及び政治家除外等の問題が見出される。併し此新労働組合運動は一八五五年より一八六二年に至る不況の爲に極めて短命に終り三十年後即ち一八八〇年代に至つて始めて十分なる全國に亘る永續せる労働組合運動となつたのである。

一八五〇年に於て吾等は四〇年代の人道主義から遊離せんとする労働組合の努力を始めて見出すのである。一八四九年八月ボストンに於ける裁縫工が賃銀率の引上の爲にストライキをなしたるを第一着手として一八五〇一八五一一八五二年に亘つて各地に多數のストライキが勃發した。是等のストライキは工場ストライキで、一部の工場がストライキをなせる時他の工場は労働を繼續せるものであつた。それは別として是等のストライキの多くは失敗に終つた。而してストライキはホレス・グリットリが常に不撓の反對者であることを見出したのである。蓋し彼は常に労働者の味方であると認められ急進ならざる労働者は彼

の言説を傾聽する傾向があり彼の反動勢力が労働組合思想の發展に對する障礙をなしたからである。ドイツ人の間にありてはワイトリングがグリットリと同じやうに労働組合運動に反對の意見を有つて居た。彼等は何れも労働組合が生産協同組合を承認する結果となることを憂へたのであつた。土地均分主義者と労働組合主義者との關係はそれ程緊張したものではなかつた。彼等は決してストライキを嚴密に敵視したのではなかつた。而も彼は労働組合運動の不十分なることと確實なる手段——自由住宅地制度を支持する必要を労働者に肝銘せしむる機會を得たのである。

一八五〇年の労働組合に確然たる先蹤者があると言ひ得るならばそれは労働者及び傭主の兩者より成る共濟組合であつた。若干の共濟組合には幾分保護組合の性質を有するものもあつた。併し乍らそれは共濟組合たる性質に副たるものに過ぎない。若干の組合に於ては疾病及び死亡給付を營む以外の活動を爲すことが特許状によつて禁止せられたる場合もあつた。「ニュー・ヨーク製靴工共濟組合」(Cordwainers' Benefit Society)の特許状の如きは其一例であつた。傭主は極めて



多く共済組合の加入者たることを許され、組合の政策に非常なる勢力を及ぼすことが出来た。而して労働組合運動が開始せらるるや、僱主は舊來の共済組合に引戻さんと試みたのであつた。彼等は時に此方面に於て目的を成就した。ニューヨークの染色工が保護組合を完成せんが爲に集會したる時、一紳士は雄辯を揮つて、當初の目的と全然相異し、賃銀の爲にストライキを行はず、只「染色工共済組合」(Dyers, Benevolent Society)と稱する組合を組織するに止めしめたことがあつた。

共済組合の或ものは其加入者が別個の労働組合を組織せるに依然として舊來の團體として存続し、又或ものは其組織を變更して労働組合の性質を帯ぶることとなり、更に或ものは率先して新運動の指導者となつた。ニューヨークのアメリカ人裁縫工組合及び「石工共済組合」(Benevolent Society of Operative Masons)は最初の場合を示して居り、而して「寶石製造者合同組合」(United Order of Manufacturing Jewelers)は第三の場合を示して居る。一八五〇年の始以來労働團體としては共済組合と保護組合即ち所謂労働組合との両者が存立し、後者は前者よりも一層重要視せられ、煉瓦工の組合の如きは加入者増加の手段として共済組合と結合したことがあ

る。又舊來の共済組合が全然改造せられたる實例は製靴工組合の男子部に之を見るのであつて、印刷工及び裁縫工の場合も亦之に適合してゐる。

労働組合を組織する第一の眼目は同職業に従事せる者を糾合し各自の支給せられる賃銀額を決定し、生活費騰貴に適應するに足る賃銀率を決定するにあり、而して是等の調査は賃銀問題のみならず他にも及んだこと勿論であつた。一八四九年始にポストンの印刷工組合が調査を開始したる結果、職工の最高賃銀は年平均四百八十ドルで、之は一日十二時間一週七日の労働に對するものであり、尙ほ又多數の週刊新聞及び書籍印刷には顧客に對する標準價格が存在しないのであつた。一八五〇年ニューヨーク印刷工の共済組合の調査は其範圍が更に廣汎に亘るものであり、詳細なる諸點の比較統計を得た。而して組合は委員會を組織して僱主をして承認せしむる賃銀率表の起草をなさしめた。併し乍ら一部僱主の讓歩と反對僱主を強制する時機を得ざりしとの爲に一八五一年二月まで此賃銀率を施行することが出来なかつた。

然るに一八五〇年物價騰貴の一般趨勢によつて労働者は賃銀増額の要求をな

し得ることになつた。而して此機會を最初に捕へたる者の一は、ニューヨークの建築工であつた。同年始に大會を開き其後討議を重ねたる末一八五〇年三月十日以後組合員は一日一ドル七十五セント以下の賃銀を以て労働せざるべきことを決定し、傭主の回答を促した。之に對して一部の傭主は要求を容れ、一部の者は一ドル五十セント以上を支給し得ざる旨を以て應じた。其處で職工は一ドル七十五セントの賃銀を受くる者の外總てストライキを敢行することとなつたが、時恰も建築の需要大なりしを以て労働者は勝利を占めることが出来た。煉瓦工等に於ては労働組合が普及するや閑散季節の賃銀低落の爲に次の如き要求をなした。乃ち三月一日より十一月十三日迄一ドル二ドル、爾後は一ドル七十五セントの賃銀たるべきことである。然るに傭主は其時期以前に賃銀を低下せしめんとしたるが故に、九月七日以後三ドル以下の賃銀にて労働せざるべきことを宣言するに至つた。

多數の組合は最低賃銀率を決定した。之は各個人の能力に應じて實際に支給せらるる割合が不同であるが、之には均一率の場合と漸増率の場合とがある。而

して其何れかにより最低賃銀率を決定したる上、最高限度をも劃定する場合もある。均一率はパン焼工に、漸増率はドイツ人鍛冶工及び車輛工に之を見、最高限度の劃定は室内裝飾工に之を見るのである。個數賃銀率を以て賃銀が支給せらるる場合に於ても同様の一般規則が施行せられた。「ニューヨーク彫刻工保護組合」(Carvers' Protective Union of New York)は本組合の目的は日定又は週定労働に對する現行賃銀を二五パーセント増加し、此率を一切の男工に適用せしむるにありと言ひ、個數賃銀率に就ては各個の彫刻工が之を決定せず、同僚として工場労働に従事せる彫刻工を糾合し、個數賃銀率を決定する委員會を組織すべしと主張した。併し時計箱製造工の組合に於ては委員會に非ずして組合自身が斯る賃銀率を決定し、全労働者に適用するのであつた。

賃銀率決定の問題と密接に關聯せるは賃銀支拂の時期及び方法である。ドイツ人鍛冶工及び車輛工は週拂にあらざれば労働せず、月拂を以て長時間労働する者を組合より除名することを宣言した。ニューヨークの印刷工組合は、西部の價值低落せる手形を額面價值を以て受取ることを強制し、何物を購買し得るや全然

不確定なる賃銀の支拂を安價工場に於て行ひつつあることを見出した。尙ほ他の問題はボストンの裁縫工の經驗したところであるが、傭主が「仕事粗悪」の故を以て個數賃銀の支拂に方つて割引を敢てすることである。彼等は此爲にストライキをなしたとさへあつた。

労働組合が組織せられ、一般的方法を以て一職業全體に對する賃銀率が決定せらるれば、委員會が任命せられて個々の傭主に對して此賃銀率の承認を求め、之を承認する傭主の爲に労働し、之を拒絶する傭主に對してはストライキを宣言する。之は職業全體に亘るストライキに非ずして工場ストライキであり、ストライキをなせる労働者は他の労働者より援助を受けるのであつた。而して或場合には同情ストライキの擧に出たこともあつた。一八五〇年十一月裁縫工のストライキを製靴工が支持してストライキをなしたるは其一例であつた。併し乍ら又ストライキを回避する爲に或種の労働組合に於ては工場別組合の組織を許容することがある。彫刻工及び印刷工に於て之を見出すのであつて、多くの小なる相違は之により全組合の干渉なくして平和の裡に解決し得ると考へられた。而して或

傭主は労働組合に對するよりも此種の組合に對して小問題を附議するを好むものと信ぜられた。

殆んど總ての労働組合はストライキ給付を用意した。ドイツ人鍛冶工及び車輛工組合に於ても彫刻工組合に於ても斯る場合の規定があり、後者に於ては毎週四ドルを給付せられる。或種の組合、例へば馬車塗工及び石工の組合に於ては、未婚者と既婚者の間に給付額を區別し、前者は未婚者一週二ドル、既婚者三ドルと決定した。尙ほ或種の組合、例へば鍍金工及び製靴工の組合に於ては、家族に對しても給付を行つてゐた。普通の場合にストライキ職工がストライキ給付を支給せらるるに就て、組合に加入せし期限を考慮することは無い。併し乍ら汽罐製造工保護組合に於ては、給付資格として加入後六ヶ月以上経過せることを必要とした。

ストライキ職工并に新に入市せる職工の爲め就業を確保せんが爲に、種々の職業に於ては口入所又は職業紹介所が設立せられた。而して此制度を設けたる嚆矢は恐らくバン焼工の組合であつたであらう。彼等の紹介所は、就業せざる總て

の職工の姓名を登録し、労働者を要求する場所であつた。而して各自の能力を測定し、賃銀額も決定せられるのである。右の組合は恐らく此制度をスコットランド人から得たのであらう。蓋し當時此組合の最大の有力者はスコットランド人バーラム (Bertram) と言ひ、組合員にスコットランドに於ける此制度の利益を指摘してゐるのであつた。組合は紹介業の爲に年三百ドルの會議室を賃借し、日中何時でも執務した。ニューヨークの新聞に廣告を掲載してパン焼業者に利用せんことを促した。煉瓦工及び左官の組合も同様の紹介所を設置し、他の職業に於ては特別の就業委員が任命せられ、求人に助力をなした。又同様の目的の爲に投書函を備付けることも考案せられた。グリーリー及び他の人々は總ての種類の職業の爲にする職業紹介所を設置する爲に奔走しつつあつた。グリーリーは特に市立を以てし、若し之が失敗せる時は總ての職業が合同して家屋を建築し、總ての労働組合の集會たらしめ、且つ職業紹介所たらしめんことを圖つた。

労働組合の組織者は其當初に於て労働組合を一種の立法及び行政團體たらしめ、且つ組合員たると非組合員たるの區別無く、總て職業全般が其指導の下にあらしめんと欲した。併し乍ら非組合員間の協同の缺如及び少年及び不熟練なる新來の移民を従事せしむる傭主の慣習とは斯の如き希望の無謀なることを明にした。移民の莫大なる増加に伴ひ労働者を搾取せんとする目的で各種の移民の機關が勃興した。而して之を防止せんが爲に各種の労働團體は新來の移民に對する手段を講じた。一八五〇年四月指物工の組合は移民寄宿舎に貼紙をして十分なる賃銀を得べく、又他の労働者と衝突せざる爲に赴くべき土地を指示する決議を可決した。而して將來何時か同様の廣告をドイッの主要新聞に送るべき動議をも採擇した。前に述べたる職業紹介所は又本來移民の用に充てる爲にも設立せられたのである。

一八五〇年以前に於て徒弟を規律する爲に職業組合が自ら活動したことは餘り無いことである。個々の職業團體又は労働組合が間もなく貧困にして不用意なる労働者に對して自家防衛の手段を講じ、多くの場合に於て當該職業に於ける労働者の數を制限した。斯る手段を最初に執つた者の中に印刷工がある。一八

四七年パルチイモアの活版工組合に於ては徒弟數を職工三人に付き一人の割に制限し、次で一八五〇年一月、何處に於ても徒弟數は四人に制限した。之は或低廉なる印刷所に於て少年及び粗悪職工のみを使用することを防止するにあつた。ニューヨークの印刷工は間もなく所謂「鼠」の横行によつて惹起される弊害を匡正することを企て、調査の結果、労働者の非常なる夥多と賃銀の寡少とは、少年の使用範圍廣汎なると正規の徒弟制度を缺如するが爲であることが見出された。

傭主自身も調和を維持して作業をなすことを誤り、印刷料率の確定したものが無かつた。低廉に引受くるが故に勢低廉なる労働を使用しなくてはならなくなる。數週又は最も多くの場合、數月仕事に就ける少年を職工の賃銀の二分の一若くは二分の以下でインキつけに使用する、而して其結果訓練と教育の足らざる粗悪なる労働者職人と認められるに至る迄、職業を眞に習はざる労働者を以て満すのである。弊害は徒弟が植字工としての地位を占めるのみでは無い。彼等は自ら他の植字工と同額の賃銀を得べきであると感じるや、完全に養成せられた植字工として何れに於ても職業を探求するに至るのである。斯の如き事情なるが故に

労働組合は徒弟數の減少を要求し、傭主との通信によつて是等の少年の誤植を校正する爲に職工が時間を割くことが傭主に賃銀の低廉なるを引去る以上の損害である事實を指摘した。

ニューヨーク州以外の地に於ては印刷工組合自身が徒弟統制の細則をも決定した。乃ちシンシナティに於ては次の如き規約を決定した。(一)徒弟の年限は四年とすること。(二)徒弟の賃銀は初年一週二ドル五十セント、次年一週三ドル、第三年三ドル五十セント、第四年四ドルとすること。(三)傭主は他の印刷所より徒弟を採らざること。(四)傭主は徒弟に職業をなさしめざること。(五)傭主は事務全部を徒弟に教習せしむること。

「ニューヨーク帽子仕上工保護組合」(New York Hat Finishers' Protective Society)は徒弟に關して次の如き會則を定めて居る。徒弟年限は四年たること。年限を完了するも二十一歳に達せざる者は、此適齡迄職工たり得ざること。而して短期徒弟制度に關して、其職工の權利を侵害すること。之に對しては傭主は責任を免れざること。何れの工場も三名以上の徒弟を收容するは、不正なること等であつた。



併し乍ら何れの労働組合に於ても一致して徒弟制度の制限に左袒したのでは無い。ドイツ人葉巻煙草製造工組合が此問題の討議の爲に一八五〇年五月フィラデルフィアに集會をなしたる時徒弟制度制限の可否が二派の所論を生みて容易に解決せず遂に制限否定論者は組合を脱退して別の團體を組織するに至つたのである。然るに一方残留したる組合員は更にアメリカ人職工をも勧誘して徒弟數制限を主要目的の一とせる「合同葉巻煙草製造工組合」(United Cigar Makers' Union)を組織した。

一八五〇年を通じて徒弟を規律する爲に、或は一工場に收容し得る徒弟數を、又或は組合が職工として認容する爲に徒弟として従業する年限を規定することは、多數の職業に行はれたところであつた。彫刻工、ワニス塗工及び艶出工、馬車塗工、銀匠、煉瓦工及び左官等もそれ／＼の規定を有した。ワニス塗工及び艶出工組合は右の組合成立前二年、若くは成立後三年以上職業に従事せざる者に非ざれば加入者たるを許さず、徒弟數は二名以下、尙二十五歳以上の者を徒弟とすることを得ない規定であり、煉瓦工及び左官は親方の收容し得る徒弟數を三名以下とした。

職業統制の手段として閉鎖工場 (closed shop) の發達したのは他の規律よりも幾分緩慢であつた。既述の如く多くの労働組合は殆んど全部の職工を組合に加入せしめることが出来、或は組合外の者を其採決によつて指導することが出来ることを確信してゐた。室内裝飾工の組合は「此組合は傭主に無理なる條件を課する聯合ではない。總ての職工の向上、改善及び扶助を目的とする團體であるのみ。賃銀を潤澤均一ならしめ疾病及び労働不能の際に扶助する唯一の方法は、此組合を高尙にして優勢なるものとす爲に都市内外の各職工を結合せしむるに在る」と宣言してゐる。ワニス塗工及び艶出工組合は「工場の新來者に現在の賃銀率、此組合の存在、組合員たることの必要を通告するは組合員の義務である」と述べて居る。諸組合は加入せしめ得る總ての職工の支持を受け、又徒弟制度を規律することを以て、劣悪なる労働者の競争に對して自ら保護を講じ、職業を統制し得ることを信じてゐる。而して是等の手段の多くは殆んど閉鎖工場の政策を意味するのである。

労働組合は非組合員に對抗する行動の必要であるのは、彼等が傭主の手先とな

りて活動するが故に組合の目的を破壊せらるる時のみであることを承認してゐる。然るに多くの組合は一八五〇年に於て此問題に蓬著しなかつたから、閉鎖工場に賛成の決定的手段を執らなかつた。併しピッツバーグの印刷工組合は疾に一八四九年に此手段を支持せんことを圖つたことがある。又ニューヨークの裁縫工は一八五〇年のストライキに於て移民をストライキやぶりに使用し、之に對抗する爲に傭主をして閉鎖工場たらしめんことを企てたことがある。事件の發端は仕立物が極めて頻繁に復歸しない爲に傭主が規定の料率を支拂ふことを拒絶したのであるが、之に應じて職工は若し閉鎖工場とするなら、如何なる損害をも賠償しやうと申出でた。而して此方法は組合が組合票を發行し、之を提示せる職工にのみ傭主が仕事を爲さしむることとするにあつた。其後此組合は之を施行する手段に出でたと言はれる。

「合衆國製靴工組合(The United Society of Journeymen Cordwainers)は傭主が此組合の加入者のみを使用するならば組合が其加入者に依囑せる作業に就て責任を有することを約束する。」此組合は他の者を組合に加入せしむる爲のみならず、加入者

に對する統制權を擴張せんが爲に閉鎖工場を利用せる最初の組合の一であつた。組合員たることを拒絶したる者と共に勞働する組合員は一ドルの罰金を課せられ、且つ其者を退去せしめなくてはならぬ。而してストライキをなせる工場に於て勞働せんとする者には二ドル、ストライキやぶりには一ドル以上五ドル以下の罰金が課せられる。閉鎖工場的手段を執つた勞働組合には協同パン焼工場組合、彫刻工組合、室内裝飾工、帽子仕上工、製靴工等がある。

此當時に於ては諸都市に亘る同一職業の多數の組合が出来るだけ協力した。此當時の勞働組合運動はニューヨークに起原を發するのではないが、併し乍らボストン、ピッツバーグ、フィラデルフィア其他の都市から支持せられて、自然に一八五〇年の一般勞働運動の首位を占め他の模範となつた。組合の規約、内規等が言葉まで丸寫のものもあり、唯二三の修正を加へたのものもあつた。加之是等の同型の組合は相互にストライキに方つて援助を與へ、或はストライキやぶりの行爲を組合員に禁止した。ストライキに方つて傭主が新聞廣告を以て職工を募集することは屢々之を見るのであるが、之に對して勞働組合は何故に傭主が職工

を募集するか、其理由を廣告を以て明にし、他の都市の同僚職工がストライキや、ぶらたらざるよう戒めることも亦屢々行はれた。

他の地方に於ける同僚職工のストライキに資金を提供して援助することは古より行はれたところであるが、同一都市に於ける異なる職業の労働組合が、之と同様の行爲を以てストライキを援助することも亦珍らしく無し。(Commons, History of Labour, Pp. 575-600; James, Pp. 99-100; Ely, Pp. 58-59; Cf. Stevens, History of Typographical Union, No. 6, Pp. 452-467; 201.)

以上述べたるところは一八五〇年——一八五二年に亘る新労働組合運動の概観である。之により共済組合と労働組合との關係、賃銀問題、職業紹介所、徒弟制度、閉鎖工場等に就て組合が如何なる態度を執つたかを稍々明瞭になし得たと信ずる。それ故に最後に團體交渉に就て簡單なる記述を加へたいのである。

一八五〇年に於て僱主と労働者との間の關係には顯著なる變動が生じた。此時に至る迄多くの團體は労働者と僱主とが共に加入し、殊に僱主の勢力が組合の政策に影響を及ぼすことも決して尠く無かつた。然るに漸次労働者が是等の主

要なる構成要素となり、同年末に於ては僱主の加入を許容する組合は殆んど一も存せざるに至つた。而して一八五〇年に組合の執りたる方法は、先づ彼等の喜んで労働すべき条件を言ふが儘に書き取らせ、之を出来るならば僱主に承認せしめやうとするのであつた。例へば家屋塗工が夏季十時間労働に對し一ドル八十五セント、冬季九時間に對し一ドル五十五セントの最低賃銀を決定し、各個の僱主が之に署名したるが如き之である。之は労働組合が同時に僱主の利益をも考慮せざることを必らず意味するものではない。煉瓦工及び左官の組合は濫良なる僱主が喜んで服従するが如き會則を起草し、其討議に方つては僱主も俱に合同せんことを圖つたのである。他の場合に於て労働時間及び賃銀を討議するに方つて個人として僱主が参加した例もある。一八五〇年九月のニューヨークの裁縫工の通告の如き之である。

吾等は一八五〇年に於て労働組合を一方の當事者とし團結せる僱主を他の當事者とする團體行動の起原を若干の實例は見出すのである。一般に労働組合に對する僱主の意見は一致することが多くなかつたのであるが、或者は労働組合に

加入せることを優秀なる労働者たる章となし、更に或者は之に加入することを獎勵した。而して同年末に於て僱主側に於ける團體行動の行はれたる若干の實證が存する。労働組合が賃銀表を個々の僱主に提出したる時、團體として其諾否を決定する爲に集會を開催したのである。一八五〇年七月裁縫工のストライキに方り、僱主は職工の要求を拒絶する最良の方法を協議し、個々の僱主が之を自己の職工に通達した。而して之より僱主の任命せる委員と労働組合の任命せる委員とが會見商議することが發生するに至つたのである。之と同様の經驗は二ヶ月後「ニュー・ヨーク印刷工組合」(New York Printers' Union)が繰返した。組合が新しき賃銀表を僱主に提出したる時、彼等は數回會議せる後十九票對十三票を以て之を拒絶した。比較的大規模の印刷所は右の賃銀表に賛成の投票をなし、小工場の僱主は反對の投票をなしたのであつた。蓋し前者は統一ある行動を希望し、後者は徒弟をインキぬりに使用し、職工を少年の賃銀を以て作業せしめてのみ能く大印刷所に對抗し得るからであつた。

而して斯の如き團體交渉に對する反對は一八四九年の始に於けるボストンの

印刷工のストライキを論ずる際に「ライデルフイアの新聞「レンジャト」は次の如く言ふ。乃ち賃銀の決定は兩當事者の自由に放任すべきものであり、強制は自然權の冒瀆である。競争は兩者に對して全く自由でなくてはならぬ。徒弟使用に對する不平は此根本原則を知らざるより生ずる。反之、團體交渉に賛成せるものは此制度が正直なる労働者のみならず正直なる僱主をも保護することを認めらる。グリーリーは……一定作業の種類及び分量に對する支拂率に就て馳引が許さるべきではない。一度彼等の利益又は快樂に適當なる報酬率が確定すれば、僱主又は職工の權力によりて之を變更せられるべきではない。僱主と職工との關係は無秩序、反目、混亂に代ふるに秩序、協調、統一を基礎とすべきものである」と述べて居る。

一八五〇年に團體交渉及び職業協定が完全に發達したのでは勿論無い。併し乍ら尠く共其思想は職工及び僱主の胸中に存在したのである。而して其思想が労働組合運動の一部を形成する程度に實行せらるるに至つたのは一八五三年以降のことに屬する。殊に一八五三——一八五四年に於てアメリカ労働組合運動

の重要な特徴として一般に承認せらるる發達を遂げたのであつた。一八五三年以前に於ける労働組合は僱主個人として交渉したのであつて、此場合公正なる僱主は彼等の要求の正當なることを承認するが、公正ならざる僱主に對しては強制を以て彼等の要求に服従せしめるのである。然るに一八五三——一八五四年に至るや彼等の態度には注目すべき變化が起つた。蓋し労働組合は屢々服従せしむることが出來ず、僱主は労働組合と交渉することを出來るだけ回避したからである。併して之は公正なる僱主を不利の立場に置く結果となることを示した。従つて僱主の大部分の間に於て無言の了解が成立するに至つた。職工が彼の相手とするのは僱主個人であるが、僱主が回答をなすには豫め同僚と商議するのである。それ故に更に一步を進めて職業協定をなし、總ての職工及び僱主を同様に拘束するものを之に代へることとなつた。労働者は、一般に之によつて失ふところが残んど無いのであるから、此制度に賛成の意を表した。之を有せざる時には彼等の状態は多く不公正なる僱主の意思によりて決せられ、之を有する場合には不公正なる僱主と公正なる僱主との勢力の均齊によつて決せられるのである。

一八五三——一八五四年に於ける職業協定の成否を概括することは容易で無い。併し乍ら東部諸都市に於ける有力なる労働組合は殆んど總て、一八五四年の中頃に個人として僱主と交渉することを廢して團體としての彼等と交渉するに至つたのである。而して一度僱主組合と契約を締結すれば、組合に加入せざる僱主に對しても契約條項を遵守せしむるやうに強制するのである。何れにしても一八五三——一八五四年の間に於て僱主個人又は僱主團體の何れたるを問はず労働組合は賃銀并に労働條件の改善を成就し得たのであつた。(Commons, History of Labour, Pp. 601-607; Stevens, Pp. 237-et. seq.)

### 五 一八六〇年迄の労働運動

一八五一年物價の些少なる低落があり、労働者の賃銀増額の要求を幾分緊切ならざるものとなし、労働組合に對する彼等の利害を減少せしめることになつた。併し乍ら一八五〇年の團體が崩壊し終ることは決して無かつた。加之、一八五二年の後期に於て再び物價が恢復したるが爲に労働組合運動は再び旺盛となり、前代に於けるが如き人道主義及び政略の兩者から此處に始めて自由になつたので



ある。然るに其後、一八五三——一八五四年に至る二年間にストライキの数は著しく増加し、殆んど其全数は四百と推算せられてゐる。而して此間にニューヨーク州に於て若干の中央團體を組織する計畫が企てられたが何れも失敗した。一八五三年「家屋建築工組合」(The House Carpenters' Union)は各組合が傭主と自己の賃銀率を規律することとして「此外の利害ある問題を考究する爲に一般諸業労働大會を開催する主唱をなしたが、建築工は傭主との協定に成功した爲に立消へとなつた。

此頃家屋塗工を援助する爲の大會も亦開催せられた。「家屋塗工給付保護協會」(The Journeymen House Painters' Benefit Protective Society)は一八五〇年以來名目上存續し、一八五二年復活したが、賃銀状態の改善并に疾病及び死亡給付をなす目的の組合であつた。此組合は一八五三年春組合員の賃銀一日一ドル五十セント(一八五二年冬季の正規賃銀)より一ドル七十五セント(一八五二年夏季の正規賃銀)に引上げ、其後間も無く更に一日二ドルに引上げることに成功した。而して此二ドルの賃銀は十一月一日迄適用せられ、一八五四年三月一日迄は一ドル七十五セントに

改められるのであり、尙ほ此協定の適用を受ける者は家屋塗工組合のみに限られるのであつた。それ故に同年夏看板及び裝飾塗工も組合加入を請ひ、且つ疾病及び死亡給付は徹廢せられんことを求めた。家屋塗工は彼等の加入を承認したのであるが、給付徹廢に就ては意見が二派に分れ、之より終に組合に分裂を惹起することになつたのである。

然るに此時家屋塗工の多忙なる季節が終つたので、傭主は組合の内訌に附込み協定期限二ヶ月前の八月より賃銀を一ドル七十五セントに切下げた。之に對して労働組合は傭主組合に陳情を試みたが、成功せざりしにより、遂にストライキを敢行した。傭主は最も優秀なる職工に限り二ドルを提供してストライキを破壊せんと試みた。併し乍ら之が失敗に歸するや一部の傭主は總ての使用職工に二ドルを提供した。然るに組合は従前の賃銀を以て總ての職工を總ての傭主が復歸せしむるにあらざれば復職を考慮することを拒絶した。其處で傭主は労働組合の幹部を除き他の總ての者に對し、是等の者が幹部と關係を斷つことを條件として、従來の賃銀率を以て總て復職せしむることを持出した。職工は之をも亦拒

絶した。それ故に遂に傭主は他の都市より塗工を迎へることとなつた。

塗工の労働組合は若し斯る事態の繼續する時は彼等の努力は全く畫餅に歸することを見て、他の都市に於ける塗工の組合と聯絡してニューヨークにストライキや、ぶりを送ることを防止せんと試みた。之は容易に賛成せられた。併し乍ら非組合員であり従つて近隣都市に於ける組合の統轄に屬さざる者に對しては如何とも爲すことが出来なかつた。他の援助を求むる方法はニューヨーク市の他種職業の労働組合に援助を請ふことであつた。其處で九月一日ニューヨーク市の労働組合員大會が開催せられ、是は單に親方塗工業者と其労働者間の闘争に非ず——資本と組合労働者の闘争にして、此ストライキの成否は他の職業に於ける將來の争議に影響することが指摘せられた。又二千乃至三千名と推算せらるる大衆の示威行列が舉行せられ、ストライキ労働者の爲に醜金をなし又一般諸業労働組合を組織する方法を議する爲に代表者を諸職業者大會に派遣すべしといふ決議が採擇せられた。尤も斯る團體は政治方面に努力することとなつた爲に放棄せられたのである。

労働組合の中央團體を組織する他の計畫は、一八五四年建築關係諸業の協議會組織に之を見出される。乃ち同年四月ニューヨークの煉瓦工の主唱により煉瓦工、左官、石工、大工が大會を開催したのであつた。併し乍ら此時も傭主の協調態度によつて目的の中央組合は成立を妨げられた。

何れにしても一八五三——一八五四年に於ては一八五〇——一八五一年に於けるよりも労働組合組織は著しく進展し、傭主をして其要求を承認せしむることに於ても非常に有望であつた。併し斯の如き情勢を醸したるは同年間に於ける事業好況によるどころ頗る多かつたことは疑無い處である。労働組合が閉鎖工場労働時間短縮、夜業の撤廢、賣店切符に代ふるに現金を以て賃銀を支拂ふこと、徒弟の數を制限し年限を延長すること等の如き要求をなしたることは此處に論及する必要を見ない。此當時の労働組合は一般に其主力を生活費の騰貴に一致する賃銀の増額に向けたのである。統計の示すところによればニューヨークに於ける一八五四年の中頃の諸賃銀は、一八五〇年のそれに比較して一二パーセント半乃至三七パーセント半の増加、平均賃銀二〇パーセント乃至二五パーセントの

増加を示してゐる。

以上の如く労働組合の要求は一般に賃銀増額に在つて、未だ不況時代に於ける賃銀減額に對し現行賃銀を維持するが如き場合に遭遇しなかつた。それ故に労働組合の實力の試験は未だ完了しなかつたのである。然るに斯る試験は一八五四——一八五五年冬に到來した。一八五七年其頂點に達したる投機時代は一八五四——一八五五年の冬一時の反動を惹起したのである。而して非常に多數の労働者が失業し、ニューヨーク市に於ける建築労働者の従業せる者は全數の僅に五分の一に達しない少數であつた。而して之は單に建築業のみならず、他の職業に於ても同様であつて、二分の一乃至三分の二の職工が失業せる有様であつた。斯の如き産業不況の直接の影響は、賃銀の一般的低減に對する攻防に労働組合が全然無力であることを示した。當時の労働組合同規約はストライキ給付をなす規定を有した。併し乍ら職工は其必要を十分知覺しなかつた。それ故に好況時代に於て不況時代に備ふることを怠り、ストライキ給付をなすべき基金を積立なかつた。多くの場合に於て不況は労働者の失業を惹起し賃銀の減額を意味しなかつた。

つたから労働組合はストライキを宣言する必要を見無かつた。遮莫労働組合は組合員に其最も必要とするものを提供することが出来なかつた。而して此機會に乗じて労働組合の崩壊を圖り、一八五〇——一八五二年の政治運動旺盛を再現することとなつた。

一八五三——一八五四年に於ては何れの東部都市に於ける職業も何等かの労働組合を有せざるものは殆んど存在しなかつた。然るに一八五四——一八五五年の不況は殆んど其全部の消散を來した。尤も極めて少數の最も鞏固なる組合が難局に堪へて生残り、賃銀減額に對して抗争し、一八五五年中頃に於ける景氣の持直しに方つて、稍々更生復活した。而して斯る組合の顯著なる一例がある。一八五三年十一月「ニュー・オルリーズ活版工組合」(New Orleans Typographical Union)は同地の傭主組合である「アソシエテッド・プレス」(Associated Press)に對して賃銀を均等に増率せしめる協定を承認させたが、一八五四——一八五五年の不況に方り傭主側は契約賃銀率の引下を要求した。然るに活版組合は之を承認しなかつたので、傭主側は竊にニュー・ヨークから職工を移入して彼等に代らしめんと圖

のだが、成就せざる中に職工のストライキに遭ひ、遂に組合の條件を容れることとなつた。他の組合改造による顯著なる實例として、フィラデルフィア爐及び洞管鑄造工組合(The Stove and Hollow Ware Molders' Union of Philadelphia)を擧げることが出来る。フィラデルフィアの鑄鐵工は一八五四年組合を解散した後、に於ても賃銀の支拂は現状を維持するやうに思はれたのであるが、ウォリアノック及びブリーブランド會社が不況の襲來によつて賃銀を減額した。其處で職工はジョセフ・エ・バーフォード(Joseph A. Barford)の指導の下に組合を組織して目的を貫徹したのである。

不況時代の苦い經驗は労働組合に幾多の教訓を残した。即ち労働組合は永續する救済基金の必要を感じた。労働組合は組合の條件を傭主に承認せしむる爲に失業期間又は一時的休業の場合に組合員の生活を維持すべき資金を供給することが必要である。又恐慌によつて打撃を受けるものは彼等自身の職業のみならずして、他の總ての職業も同様の影響を受くるものなるが故に、各組合の依頼し得るは彼等自身の救済基金のみである。而して好況時代に積立をなして不況時

代の所要に應ずることとしなくてはならぬ。前述のフィラデルフィアの鑄鐵工組合は剩餘金をペンシルベニア鐵道社債に投資し、何時にても現金に代へ得る而して有利なる基金を得たのである。

一八五五——一八五六年に於ては東部諸都市の労働状態は移民の比較的減少によつて幾分緩和せられた。而して此減少には三つの原因がある。第一に一八五五年にイギリスは從來よりも多くの海陸軍を必要としたること。第二にイギリス及びドイツに於ける鐵道の敷設、事業界の急激なる擴張は國內に於ける労働の需要を大に喚起したること。第三にアイルランド饑饉前數年の移民の大なりしこと、戦争の爲め死傷者ありしことがイギリス労働市場を緩和せしめたること。加之、前數年間にアメリカ合衆國に移住せるイギリス人及びアイルランド人は一八五四——一八五五年の不況に方り母國に歸還したる者が多數であつた。

斯る事情により労働組合は漸次其勢力を恢復するに至り、傭主に對抗して労働條件の改善をなし得ることとなつた。然るに此時一八五七年の恐慌が襲來し、再び労働組合は粉碎せられたのである。勿論其内には過去の經驗に基いて賃銀の

減額及び労働条件の悪化を防止する爲に活動し得たものが無かつたのではない。(Commons, History of Labour, Pp. 604-616; Carlton, History, P. 58; Ely, P. 60, James, Pp. 183-190, 597-etc. seq.)

一八五二年秋の選挙戦の結果が判明すると直ちに政治家は労働運動を離脱した。土地改革者は既に押し出されて終つた。それ故に労働者は一八五三——一八五四年に於ける労働組合政策を獨力を以て進展せしめなくてはならなかつた。政治家に對する過去二ケ年間に於ける労働組合員の態度は彼等の不信を證するに十分の證左である。一八五三年四月ニューヨーク市に於て職工の大會が開催せられ一辯士が政治の必要を力説するや忽ち聴衆の駭聲を浴し、バルティモア一の労働新聞「デイリー・プレス」(Daily Press)の主筆ロバート・ジャー・ブルース(Robert J. Bruce)が聯邦下院議員候補者となりて運動に新聞を利用するや忽ち其發行を中止した。以て労働者の政治運動嫌惡の念の高かりしを察すべきである。

此頃ジョセフ・ウァイデメヤー(Joseph Weydemeyer)はマルクシズムを労働組合運動に移植しやうと企てた。彼は一八一八年ウエストフアールリヤ・ミュンスターに生れ、高尚なる教育を受け、一時プロシア軍隊に入りて士官となり、一八四六年ブラッセルに於てマルクス及びエンゲルスと親交を結び、一八五一年アメリカ合衆國に移住し、各種のヨーロッパ新聞及びボストン「ツァイトング」(Zeitung)の通信員となり、一八五二年には自ら「革命」(Die Revolution)の發刊を企てた。之は週刊であつたが僅に二號を發行したるに止つた。其後の三年間は彼がアメリカに於けるドイツ労働運動家として最も活躍した時代である。而して該運動から退隱したる後操觚界に身を投じ、始め「ミルウォォーキート」にあり、後シカゴに於ける「スターツァイトング」(Staatszeitung)の主筆となつた。南北戦役に方つてはセント・ルイスより大尉として従軍し、遂に將官に陞進し、戦役終熄後は一時セント・ルイスに於て「ノイエ・ツァイト」(Die Neue Zeit)を發行し、一八六六年八月二十日死去した。

以上は彼の略歴であるが、彼の労働組合に關聯せる運動としては第一に「プロレタリア同盟」(Proletierbund)と稱する革命團體を起した。此團體は短命であつたが、彼は常にマルクス學説をアメリカに紹介し實行する爲に活動した。一八五三年ニューヨークに於て「一般労働者同盟」(「アメリカ労働者同盟」とも稱した)を起し、此



團體より共産主義新聞「改革」(Die Reform)を發行した。此團體は純然たるマルク主義團體と考へられ、代表者は労働組合に非ずして各區より其職業に關係なく選出せられ、各區に於ける團體は同一の規約に基くのであつた。此運動は他の都市にも傳播し、サムブリッグス(Sam Briggs)が一八五三年ワシントンの英語市民の間之を組織した。ウェイデメーヤーは之を全國團體と考へ、イギリス及びドイツの總ての労働者を結合せしめるものとせんとした。然るに此兩者にとりては不幸にして當時の労働組合が極めて順境にあり労働階級運動を政治方面に向はしむることが出来なかつた。而して兩團體は遂に顧みられなくなつた。

併し乍ら一八五四—一八五六年の下落に方つて、労働組合は從來の組織及び活動を以て、之に應ずることが出来なかつた。大衆は救済となす他の手段に注意を轉換した。改革者は不況の原因と救済手段とを説明した。失業者の大衆會合と示威行列とが盛に敢行せられ、ニューヨークには「職工労働者救済協會」(Mechanics' and Workmen's Aid Association)が組織せられ、ニューヨーク國內労働保護産業協會「New York Industrial Association for the Protection of Home Labour」がホイッグ黨によつ

て組織せられた。

一八五〇年代の中葉に於ける労働運動は四〇年代の人道主義の舊套を脱して純然且つ截然たる労働組合運動となつた。而して斯る組合は多く未だ地方的なりしを免れなかつたが、南北戦役直前の市場の急速なる擴張によつて廣汎なる組織の必要を示し、全國組合の成立を促した。併し乍ら五〇年代に於ける全國組合は「活版工組合」(Typographical Union)の顯著なる一例を別として、地方組合に對する顧問委員會たる以上を多く出なかつたものである。

一八五〇—一八六〇年の前半に於て諸都市間に於ける同業労働組合間に通信交換制度が發達し、殊にニューヨークの組合は他の都市の労働者より労働組合運動の主要組合と認められ、是に對して援助、勸告を仰ぐことが盛に行はれた。此通信制度より緩慢なる聯盟組織が醸成したのである。而して其第一のものは「活版工組合」であり、一八五二年以後眞に其體面を具備するに至つた。次で葉卷煙草工は一八五四年及び一八五五年、ニューヨークの外、カネクチカ州、マサチューセツ州に於て全州の賃銀率を作成し、是等三州の組合は一八五五年カネクチ

カト州ハートフォードに代表會議を開催し賃銀率の協同動作を附議せんとした。併し何等の成果を挙げ得なかつたが、一八五六年七月「ニューヨーク市合同葉巻煙草製造工組合」(United Cigar Makers' Union of New York City)が全國大會を開催したる際には、前記三州の外ペンシルベニア、メソリーランド、バーモント、デラウェア、ロードアイランド、レイジアナ諸州より五十名以上の代表が出席した。而して此大會は賃銀の均等業務利害の協調、徒弟問題を討議するのであつた。併し乍ら此全國組織は一八五七年の恐慌によつて崩壊し、一八六四年に至るまで再生することが出来なかつた。

次に一八五四年バルティモアー及びオハイオー鐵道に於ける技師のストライキは十六名の解雇者を生じたが、之が動機となり一八五五年十一月十四州五十五鐵道會社を代表せる七十名の代表者がバルティモアーに會し同僚従業員擁護を討議し「合衆國全國保護協會」(National Protective Association of the United States)を組織した。此外南北戦役以前に全國組合を組織し又は組織せんとしたるものは、帽子仕上工、室内裝飾工、鉛管工、建築工、機械工、石版工、銀鍍工、靴工、綿紡工、鑄鐵工、石切工等

の組合を擧げることが出来る。併し是等の總てが成功したのではない。眞の全國組合時代は南北戦役直後の年代より開始せられたのであつた。(Commons, History of Labour, Pp. 616-623)

(昭和三年十月二十三日稿)